

木製梱包材輸入規制 ISPM No.15 導入国リスト

2009年11月1日版

貿易貨物に使用する木製梱包材が森林資源に有害な病害虫を伝播するために、従来から各国それぞれの梱包材輸入規制と検疫制度が施行されてきました。森林環境保護と自由貿易促進の両面から、[国連食料農業機構 \(FAO\)](#) では2002年3月に衛生植物検疫措置のための国際規格『国際貿易における木製梱包材の規制ガイドライン』(ISPM No.15) を採択しました。FAO 加盟国では同ガイドラインに準拠した木製梱包材検疫規則を制定中です。この表は、皆様の便宜のために一覧形式に纏め、都度更新しております。

注記

- ① [WTO SPS 通報](#) WTO(世界貿易機関)に衛生植物検疫規則変更の通知 (SPS 通報 SPS Notification) をした日付。
- ② [発効日](#) 輸入木製梱包材に関する ISPM15 準拠の新規則の発効日。ただし、猶予期間を設ける国もある。
- ③ [消毒処理方法](#) 木製梱包材に対する消毒方法。マークには、熱処理は HT、メチルプロマイド燻蒸は MB と表示する。
- ④ [その他の事項](#) [ISPM No.15 の 2009 年版改定版](#) が 2009 年 4 月に採択され、ダンネージ材に関する規制が強化されている。

各国では新規定に沿った国内規則の準備中。(韓国は既に新規則を実施)

国名 参照 Website	① WTO SPS 通報 ② 発効日	③ 消毒処理方法 ④ その他の事項
米州 (南北)		
米国 USA	米国、カナダ、メキシコの NAFTA 三国 は協調して段階的導入を採用する。 Phase III 2006年7月5日以降 全面的規制を行う。貨物と梱包材を仕分けができなければ全貨物を再輸出とする。また、貨物本体と梱包材の分離費用・積戻し費用は輸入者負担。	HTMB 違反の場合は原則として積戻し・再輸出。 ダンネージに関してもマークを要求。 罰金課徴もある。
カナダ Canada		HT MB カナダでは在来船ダンネージなど、マークを付けることが難しい場合は消毒証明書も認める模様。
メキシコ Mexico		HT (KD、CPI 含む) MB マークはスタンプや焼印。 ラベル・シールは不可。
アルゼンチン Argentina	G/SPS/N/ARG/73 2005年6月1日	輸出入に適用する ISPM No.15 との相違はない模様。
ボリビア Bolivia	G/SPS/N/BOL/9 2005年7月23日から発効	Debarking (樹皮剥ぎ) を要求。
ブラジル Brazil	2004年10月1日 緊急対応規則第四号 2005年6月1日	2005/08/01 から日本では消毒証明書発行を停止。 2006/3/17 付官報 で ISPM15 対応を正式に認める。
チリ Chile	G/SPS/N/CHL/170 2005年6月1日	木製梱包材のチリへの輸入に関する 検疫規則 (西語) Debarking (樹皮剥ぎ) を要求。
コロンビア Colombia	G/SPS/N/COL/85 2005年9月16日	ISPM 準拠の輸入規則。 輸出マーキングシステムは樹立されている。
コスタリカ Costa Rica	G/SPS/N/CRI/35 2006年3月19日	米国検疫局 Website 情報 輸出マーキングシステムは樹立されている。
キューバ Cuba	G/SPS/N/CUB/16 2008年6月25日	輸入規制を2008年10月1日から導入
ドミニカ Dominican Republic	G/SPS/N/DOM/2 2006年7月6日	2006年7月1日施行 Resolución No. 22/2004
エクアドル Ecuador	G/SPS/N/ECU/5 2005年9月20日	輸入規制は2005年9月30日より適用開始。 輸出マーキングシステムは樹立されている。
グアテマラ Guatemala	G/SPS/N/GTM/34 2005年9月16日	輸入規制は2005年9月16日より適用開始。 米国検疫局 Website 情報
ホンデュラス Honduras	G/SPS/N/HND/11 2006年2月25日	HT MB ISPM No.15 との相違はない模様。
パナマ Panama	未導入 G/SPS/N/PAN/44 15 April 2005 は輸出認証制度の通報	輸出認証制度は確立 輸入規制はしていない。(農水省 HP は誤りか?)
パラグアイ Paraguay	G/SPS/N/PRY/2 2005年6月28日	HT MB ISPM No.15 との相違はない模様。
ペルー Peru	輸出認証規則は2005年3月1日開始 輸入規制は2005年9月1日より	HT MB 輸入規則に関して導入実施時期を発表。

Japan Shippers' Council

		ISPM No.15 との相違はない模様。
トリニダード・トバゴ Trinidad & Tobago	G/SPS/N/TTO/5	HT MB ISPM No.15 基準の輸出マーキング規則。 輸入規則は後日発表。
ベネズエラ Venezuela	G/SPS/N/VEN/12 2005年6月1日	米国検疫局Website に報告されている。 ISPM No.15 との相違はない模様。
欧州・アフリカ・中東		
欧州連合 EU (27カ国)	2003年11月10日 EU規則に従って各国が制定。 2005年3月1日	HT MB DB (Debarking) マークは不要。
スイス Switzerland	2004年2月5日 2005年3月1日 EUと発効日を同調。	HT MB スイスはEU非加盟国。規則はISPM15を援用。EUと同規準にすれば問題ない。
トルコ Turkey	G/SPS/N/TUR/4 2006年1月1日	HT MB ISPM No.15 基準
エジプト Egypt	G/SPS/N/EGY/2 2005年10月1日	HT MB ISPM No.15 基準
イスラエル Israel	G/SPS/N/ISR/8 2009年5月19日 2009年10月1日から導入	HT MB ISPM No.15 基準
ヨルダン Jordan	2006年1月12日 G/SPS/N/JOR/14 2005年11月17日	HT MB 米国検疫局Website 英国森林局
レバノン Lebanon	WTO未加盟 2006年3月26日	HT MB 米国検疫局Website 英国森林局
ノルウェー Norway	2008年1月1日から導入と2007年7月24日 付けWTOに通報 G/SPS/N/NOR/23	ISPM15による輸出認証制度は確立 輸入規制は従来のもの Non EUメンバー
ナイジェリア Nigeria	WTO通告はなし 2004年9月30日より既に導入済み	ISPM No.15 基準 欧米各国はWTO通告を勧告中。英・米検疫当局では輸出者に注意を促している。
オマーン Oman	2006年8月2日 G/SPS/N/OMN/8 2006年12月1日	HT MB ISPM No.15 基準
南アフリカ South Africa	2004年4月27日 WTOに通告 2005年3月1日より厳格適用	HT MB ISPM No.15 基準 ステッカーは不可。
シリア Syria	WTO未加盟 2006年4月1日	HT MB 日本の農水省に大使館経由、通知があった模様。
ウクライナ Ukraine	EPPO (欧州植物検疫機構) に対して通告 2005年10月1日	ISPM No.15 に忠実な規則 DB (樹皮剥ぎ) の要求あり 輸出・輸入ともに採用 (WTO通告はまだない)。
大洋州・アジア		
オーストラリア Australia	2004年9月1日より ISPM#15 基準を認める 2006年1月1日より、航空貨物と在来船貨物も 2009年11月から合板梱包材規制が撤廃	HT MB (MBの場合は豪州基準) コンテナ貨物は Supplier's Letterhead 「 声明文 」が必要。
ニュージーランド New Zealand	新しい合板・加工木材の梱包材は消毒不要。 2009年11月から ISPM15 2009年版を採択。	HT MB (MBの場合はNZ基準) ISPM15 基準を満たしていれば、消毒証明書は不要。
サモア Samoa	ISPM No.15 規準でマークがあること WTO未加盟 さもなければ消毒証明書を付けること。	HT MB 豪州と同じ規準 豪州検疫局サイト 情報
セーシェル Seychelles	WTO未加盟 2006年3月1日	HT MB 英国森林局 情報
中国 China	2006年1月1日 緩和措置 公告第2号 詳細規定 公告第32号 。	HTMB ただし、松材線虫生息国からの針葉樹材のMBは新基準
インド India	2004年11月1日 B/L Date 分より適用 ISPM No.15 基準	ISPM#15 基準採用国の場合はマーキング。 不採用国の場合は消毒証明書。
インドネシア Indonesia	2006年5月29日 G/SPS/N/IDN/27 輸入規制を始めるWTO通知あり。	2009年9月1日から輸入規制開始 “Packing Declaration” の書式添付が要る可能性?

Japan Shippers' Council

(日本) Japan	2007年4月1日より輸入規制開始。 G/SPS/GEN/739 2006年10月30日	農水省植物防疫所 全国植物検疫協会 円形輸出認証マークを長方形国際基準に改正
韓国 Korea	G/SPS/N/KOR/138/Add.1 2005年6月1日	HT MB ただし、日本、中国、台湾、米国、カナダ、メキシコ、ポルトガルからの針葉樹材のMBは別基準。
マレーシア Malaysia	G/SPS/N/MYS/24 October13, 2009 2010年1月より検疫規則を制定	6ヶ月の猶予期間を置いて2010年7月1日より施行
フィリピン Philippines	G/SPS/N/PHL/71/Add.1 2005年6月1日より完全導入。	No.15基 ISPM 準に忠実な 規則 輸出認証方式と輸入規則を合わせた規則。
スリランカ Sri Lanka	G/SPS/N/LKA/14 2009年10月14日	No.15基 ISPM 準に忠実な規則 輸入規制は2010年9月から導入予定
(台湾) Taiwan	G/SPS/N/TPKM/124 17 December 2007 2009年1月から導入と発表	輸出認証マーク関連規則は先にできている。 規制導入日 2009年1月1日。
タイ Thailand	G/SPS/N/THA/180 & 181 24 August 2009	施行日は官報公告で定める(2010年春と思われる) 消毒証明書を要求している点、確認を要する
ベトナム Vietnam	2007年1月11日 WTOに加盟 2005年6月5日より導入? 米国検疫局 Website	米国検疫局 Website 情報だが、これは輸出マーキングシステムを作ったことの誤解。(輸入規制はしていない)